コミュニティユニオン東京(略称 CU 東京)共済規程　(26.6.27　第 18 回大会決定)

（前文）
コミュニティユニオン東京（以下、ＣＵ東京という。）は、労働組合法に示されている共済活動として、ＣＵ東京規約第４条２項にもとづき、組合員自らの相互扶助による各種共済事業をすすめるものである。
CU 東京は民主的運営をつらぬき、首都東京の労働者の要求実現のたたかいをすすめていく立場から、組合員とその家族の福利厚生に寄与するため、各種共済事業を推進するものである。

第１章総則
第１条（目的）
１.CU 東京共済事業は、CU 東京に加入している組合員の相互扶助の精神のもとに、組合員・家族の福利厚生に寄与していくものである。
２.CU 東京共済事業は、この規程にもとづいて運営する。
第２条（名称）
ＣＵ東京がおこなういっさいの共済活動を CU 東京共済事業と称する。
第３条（対象）
CU 東京共済事業は、ＣＵ東京に加入するすべての組合員とその家族を対象とする。
第４条（事業）
CU 東京共済事業は、組合員の相互扶助の理念にもとづく共済制度を設け、組合員とその家族の福利厚生に寄与するため、次の事業をおこなう。
（1）ＣＵ東京入院共済（以下、入院共済という。）
（2）ＣＵ東京交通災害共済（以下、交通災害共済という。）
(3)慶弔共済、慶弔火災共済(以下、住宅災害見舞金という)、組合活動事故見舞金
（4）ＣＵ東京学習・文化支援事業（以下、学習・文化支援事業という。）
（5）ＣＵ東京組合員割引事業（以下、割引事業という。）

第２章組織の構成と機構
第５条（組織の構成）
CU 東京共済事業は、ＣＵ東京に加入するすべての組合員によって構成される。
第６条（機構の種類）
CU 東京共済事業は CU 東京規約第 15 条５項にもとづき専門部として設立され、CU 東京執行委員会の指導のもとに次の機構を置く。
（1）運営委員会
第７条（運営委員会）
１.運営委員会は、日常の給付決定の業務ならびに関係業務を行う。大会決定の具体的事項についての審議決定を行う。

２.運営委員会が審議決定した事項は、執行委員会へ報告し、大会で承認を得なければならない。給付決定に関する異議、その他運営委員会が行う業務についての審査は執行委員会が行う。
３.運営委員会の構成枠組みは大会で定め　、大会後の CU 東京執行委員会が任命する。
第８条 1.ＣＵ東京共済事業は、東京労働共済会に加入する。2.組合員と協力組合員は 1 が取り扱う各種共済事業に加入できる
第９条　(共済掛金)共済掛金は、組合員は月額 1000 円とし、組合費に含めて納入する。2026 年 6 月 27 日規約規程改訂前に加入している 70 歳以上組合員は、任意で入院共済に加入できる。同じく協力組合員も任意で一般組合員に移行できる。協力組合員と組合費減免組合員は入院共済の対象としない。詳細は別に定める。

第３章運営規定
第１ 節共済事業一般
第１０条（受給資格の発生）
受給資格の発生日は、組合員本人が指定する金融機関口座（以下、組合費引落口座という。）より月額組合費を初めて口座振替できた日の属する月の翌月１日とする。
第１１条（受給資格の消滅）
１.組合員が組合員資格を失った場合、組合員資格を失った日の属する月の末日をもって受給資格を失うものとする。
２.その他受給資格の発生および消滅にかかる決定は、CU 東京執行委員会がこれを行う。
第１２条（共済年度）
共済年度は、共済事由発生日から起算して１年間を単位として計算する。
第１３条（共済金）　共済金とは、入院共済および交通災害共済における給付金を指す。
第１４条（共済積立金）
１．CU 東京は本規程第 4 条にある共済事業を運営するために共済積立金を準備する
２．共済積立金は組合費より拠出する。
第１５条（共済積立金の金額とその管理）
１．共済積立金の金額およびその内訳は大会で決定する。
２．共済積立金の管理は CU 東京執行委員会が行い、大会に報告する。
第１６条（組合費を滞納した場合の措置）
１．組合員が組合費を滞納した場合、滞納期間中に発生した事由については、滞納していた組合費を払い込むまで請求の権利を行使することができない。
２．共済金の給付時に組合費を滞納している場合は、滞納していた組合費を払い込むまで、共済金を給付しない。
第１７条（請求手続き）
１．共済事業を利用する者（以下、請求人という。）は、別に定める必要書類を添付して、本規程第１８条に定める期限までに、運営委員会に提出しなければならない。
２．請求人は組合員本人とする。ただし、組合員本人が死亡した後の共済金の請求人は正当な相続人とする。対象とする相続人の範囲と順位、受け取り方法などは別に定める。

３．請求に係る申請書の書式は、運営委員会が定める。

第１８条（請求期限）

１．共済事由が発生した日の翌日から１年以内に本部に申請書を提出しなければ、請求権を失うものとする。

２．組合を脱退した場合または除籍された場合は、組合員の資格を失った月の１日から３ヶ月、組合員本人が死亡脱退した場合は６ヶ月で請求権を失うものとする。

３．組合を除名された者は、その日から請求権を失うものとする。

第１９条（請求人の義務）

請求人は、運営委員会ならびに CU 東京執行委員会が必要と認めた調査に協力しなければならない。この義務を怠った場合は、共済金請求の権利を放棄したものとみなす。

第２０条（異議申立て）

１．請求人は、運営委員会の認定結果に不服がある場合、認定結果を知った日から 60 日以内に、書面をもって CU 東京執行委員会に対して異議申立てをすることができる。申し立てに関する手続き・書式などは別に定める。

２．CU 東京執行委員会は、異議申立てを受けた日から 60 日以内に審査をおこない、その結果を請求人に通知しなければならない。

第２１条（審査請求）

１．請求人は、運営委員会の審査結果に不服がある場合、審査結果を知った日から 60 日以内に、書面をもって CU 東京執行委員会に対して審査請求することができる。審査請求に関する手続き・書式などは別に定める。

２．CU 東京執行委員会は、審査請求を受けた日から 60 日以内に協議して決定をし、その結果を請求人に通知しなければならない。

第２２条（共済金の給付）

１．運営委員会が給付決定した事由について、すみやかに共済金を給付する。原則として、共済金は CU 東京が組合員本人の組合費引落口座に送金する。

２．CU 東京(運営委員会)は、請求人と第三者との間に正当な委任関係があると認定した限りにおいて、第三者に共済金を代理受領させることができる。

３．共済金の送金にかかる振込手数料は CU 東京が負担する。

第２３条（共済金の返還）

１．請求内容に関する陳述もしくは提出書類の記載内容が事実に反したとき、詐欺その他の不正行為によって共済金の給付を受けた者は、直ちに共済金を返還しなければならない。運営委員会が所定の手続きにかかわる。

２．給付後、認定が覆る事実が判明した場合は、直ちに共済金を返還しなければならない。

第２節 CU 東京入院共済

第２４条（給付対象）

１．一般組合員本人が、傷病の治療・療養のために入院の場合に給付する。

第２５条（入院見舞金）
病気治療・療養、私傷の治療・療養のための入院について給付金（入院見舞金）を支給する。給付金額は、入院一日につき 5,000 円とする。ただし、4 日間以上の入院を対象とし 1 日目から給付する。

第２６条（給付限度）

1. 入院見舞金は、給付日数の累計が１共済年度につき６０日を限度とする。但し、１共済年度に６０日間の給付を受けた翌共済年度の給付は３０日を限度とする。満６５歳以降に発生した給付日数の累計は１共済年度につき、３０日を限度とする。翌共済年度の給付は１５日を限度とする。
　７０歳以上８０歳未満においては、発生した給付日数の累計は１共済年度につき、２０日間給付とし、翌共済年度の給付は１０日を限度とする。８０歳以上は、発生した給付日数の累計は１共済年度につき１０日間給付とし、翌共済年度は５日を限度とする。
　いずれも、日数は翌翌共済年度に回復し、以後はそれを繰り返す。

２．組合員が死亡・脱退等により組合員資格を失った場合は、組合在籍期間中に発生した事由に限り、受給資格が消滅する日(規程―共済資格 10 条および請求期限 18 条)までを限度として給付するものとする。

第２７条（必要書類）
入院共済の給付申請に係る必要書類は、次のとおりとする。
(１)入院見舞金給付申請書
(２)医療機関の発行した支払明細書あるいはその複写
(３)医師に問うことについての同意書

第２８条（免責）
つぎの場合入院見舞金を給付しない。
（１）故意に共済事由を発生させた場合。
（２）犯罪行為　および第３者行為　泥酔等共済目的に反する場合。
（３）重過失行為により発生した場合。
（４）交通事故の場合。
（５）医師の指示に従わなかった結果、悪化した場合。
（６）正常妊娠・分娩による場合。
（７）薬物依存等による場合。ただしアルコール依存は一人１事由に限り給付対象とする。
（８）受給資格を得る以前に発生した共済事由の場合。
（９）連続して二ヶ月間、組合費を滞納した場合。
（10）その他 CU 東京執行委員会もしくは本規程第６条に定める各種機構が認めた場合。

第３ 節 CU 東京交通災害共済および慶弔火災共済(住宅災害見舞金)

第２９条（加入と給付対象）
全労連共済会が運営する交通事故共済に組合員と協力組合員は全員が加入する。契約は一人２口とする。

同じく「慶弔火災共済(住宅災害見舞金)」に組合員と協力組合員は全員が加入する。契約は一人１口とする。掛金は組合費に含まれる。給付対象は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規約』と『慶弔火災共済規約』に従う。

第３０条（金額）

給付金額は、給付対象は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規約』と『慶弔火災共済規約』に従う。

第３１条（給付限度）

給付限度は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規定』と『慶弔火災共済規約』に従う。

第３２条（申請に必要な書類）

交通災害共済と慶弔火災共済(住宅災害見舞金)に係る必要書類は、全労連共済会の定める『交通災害共済事業規約』と『慶弔火災共済規約』に従う。

第３３条（免責）

つぎの場合交通災害共済と 慶弔火災共済(住宅災害見舞金)における給付金を支給しない。

(1)全労連共済会の定める『交通災害共済事業規定』と『慶弔火災共済規約』における免責事項に該当する場合。

(2)連続して二ヶ月間、組合費を滞納した場合。

第４節　慶弔共済及び組合事故見舞金

第 34 条(対象と給付金)

(1)ＣＵ東京の独自共済として慶弔共済を設ける。組合員及び協力組合員を全員対象とする。掛金は組合費に含まれる。

組合員及び協力組合員が結婚(事実婚・同性婚含む)・出産した場合にお祝金１万円を給付する　ただし結婚お祝金は１回のみとする

組合員及び協力組合員が死亡した場合に弔慰金３万円を給付する

(2)同じく組合活動事故見舞金を設ける

共済資格のある組合員が、本部、支部の機関決定による組合活動、行事などに参加した組合員と家族の事故に対して以下の見舞金を給付する。

死亡事故　本人５万円、家族３万円

10 日以上の入院及び後遺障害　本人３万円、家族１万円

10 日未満の入院、３日以上の実通院　本人１万円　家族５千円

(3)申請方法と免責、書式など細目は別に定める。　必要な公的証明写しを求めることがある。

第５節 CU 東京学習・文化支援事業

第３５条（受給対象）

すべての共済受給資格者を対象とする。

第３６条（事業内容）

CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第３７条（利用限度）
CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。
第３８条（申請に必要な書類）
CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。
第３９条（免責）
CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第６節 CU 組合員割引事業
第４０条（受給対象）
すべての共済受給資格者を対象とする。
第４１条（事業内容）
CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。
第４２条（利用限度）
CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。
第４３条（申請に必要な書類）
CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。
第４４条（免責）
CU 東京執行委員会の議を経、別途定める。

第４章会計
第４５条（繰越金処分）
決算によって、繰越金がある場合は、大会の議を経、次の通り処分する。
（１）将来のために、事業年度繰越金の一定額を危険準備金および責任準備金として積立てることができる。
（２）給付内容の改善に充当することができる。

第５章再共済・再保険ならびに業務の委託
第４６条（再共済、再保険） CU 東京共済事業は、事業ごとに、必要に応じて再共済・再保険をおこなうことができる。
第４７条（業務の委託）
１．CU 東京執行委員会の決定にもとづき、CU 東京共済事業の一部業務を委託することができる。
２．前項を実施した場合、CU 東京執行委員会は直後の大会に報告しなければならない。

第６章付則
第４８条（実施規定）
１．この規程に定めるもののほか事業の執行の手続き等について必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定めることができる。
２．前項に定める事項は CU 東京執行委員会に報告し、大会で承認を得なければならない。

第４９条（改廃）　この規程の改廃はCU 東京執行委員会で決定する。

第５０条（施行）　この規程は２００９年6月１４日より施行する。２０１１年6月１８日一部改訂。２０１５年4月1日一部改訂。２０１５年7月２４日一部改訂。

２０２６年6月２７日一部改訂　ただし施行は同年８月１日からとし、運用の詳細は執行委員会で定める。